

気象業務法施行令及び計量法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

○ 気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）（抄）（第一条関係）	1
○ 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）（抄）（第二条関係）	7

改正案		現行	
<p>（一般の利用に適合する予報及び警報）</p> <p>第四条 法第十三条第一項の規定による気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、次の表の上欄に掲げる種類に依じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。</p>			
種類	内容	種類	内容
天気予報	当日から三日以内における風、天気、気温等の予報	天気予報	当日から三日以内における風、天気、気温等の予報
週間天気予報	当日から七日間の天気、気温等の予報	週間天気予報	当日から七日間の天気、気温等の予報
季節予報	当日から一箇月間、当日から三箇月間、暖候期、寒候期、梅雨期等の天気、気温、降水量、日照時間等の概括的な予報	季節予報	当日から一箇月間、当日から三箇月間、暖候期、寒候期、梅雨期等の天気、気温、降水量、日照時間等の概括的な予報
地震動予報	地震動（発生した断層運動による地震動をいう。以下この条及び次条において同じ。）の予報	地震動予報	地震動（発生した断層運動による地震動をいう。以下この条及び次条において同じ。）の予報
火山現象予報	噴火、降灰等の予報	火山現象予報	噴火、降灰等の予報
津波予報	津波の予報	津波予報	津波の予報
波浪予報	当日から三日以内における風浪、うねり等の予報	波浪予報	当日から三日以内における風浪、うねり等の予報
気象注意報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	気象注意報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地震動注意	地震動によつて災害が起こるおそれがある場合	地震動注意	地震動によつて災害が起こるおそれがある場合

報 火山現象注 意報 土砂崩れ注 意報 津波注意報 高潮注意報 波浪注意報 洪水注意報 気象警報 地震動警報 火山現象警 報 土砂崩れ警 報 津波警報 高潮警報 波浪警報 (削る) (削る) (削る) (削る)	に、その旨を注意して行う予報 噴火、降灰等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報 大雨、大雪等による土砂崩れによつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報 津波によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報 、その旨を注意して行う予報 台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起するために行う予報 風浪、うねり等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報 洪水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報 、その旨を注意して行う予報 暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する警報 地震動に関する警報 噴火、降灰等に関する警報 大雨、大雪等による土砂崩れに関する警報 津波に関する警報 台風等による海面の異常上昇に関する警報 風浪、うねり等に関する警報 (削る) (削る) (削る) (削る)
--	---

報 火山現象注 意報 地面現象注 意報 津波注意報 高潮注意報 波浪注意報 気象警報 地震動警報 火山現象警 報 地面現象警 報 津波警報 高潮警報 波浪警報 海面水温予 報 海流予報 海水予報 浸水注意報 洪水注意報	に、その旨を注意して行う予報 噴火、降灰等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報 大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報 津波によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報 、その旨を注意して行う予報 台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起するために行う予報 風浪、うねり等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報 暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する警報 地震動に関する警報 噴火、降灰等に関する警報 大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報 津波に関する警報 台風等による海面の異常上昇に関する警報 風浪、うねり等に関する警報 海洋の表面における水温の予報 海流の状況の予報 沿岸における海水の状況の予報 浸水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報 洪水によつて災害が起こるおそれがある場合に
---	--

(削る)
洪水警報
洪水に関する警報

2 法第十三条第二項の規定による津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、次の表の上欄に掲げる種類に並び、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種類	内容
海面水温予報	海洋の表面における水温の予報
海流予報	海流の状況の予報
海水予報	沿岸における海水の状況の予報
浸水注意報	浸水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
浸水警報	浸水に関する警報

(特別警報)

第五条 法第十三条の二第一項の規定による特別警報は、次の表の上欄に掲げる種類に並び、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種類	内容
気象特別警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する特別警報
地震動特別警報	地震動に関する特別警報
火山現象特別警報	噴火、降灰等に関する特別警報
土砂崩れ特別警報	大雨、大雪等による土砂崩れに関する特別警報
津波特別警報	津波に関する特別警報

(新設)
浸水警報
洪水警報

、その旨を注意して行う予報
浸水に関する警報
洪水に関する警報

(特別警報)

第五条 法第十三条の二第一項の規定による特別警報は、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種類	内容
気象特別警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する特別警報
地震動特別警報	地震動に関する特別警報
火山現象特別警報	噴火、降灰等に関する特別警報
地面現象特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報
津波特別警報	津波に関する特別警報

高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇に関する特別警報
波浪特別警報	別警報 風浪、うねり等に関する特別警報

(警報事項の通知)

第八条 法第十五条第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知先に行うものとする。

- 一 法第十三条第一項の規定による警報をした場合 次の表の上欄に掲げる警報の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知先

気象警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
高潮警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
波浪警報	株式会社及び日本放送協会の機関
地震動警報	日本放送協会の機関
火山現象警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
津波警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
土砂崩れ警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

二 法第十四条第一項の規定による警報をした場合 次の表の上欄に掲げる警報の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知先

飛行場警報	国土交通省の機関
空域警報	国土交通省の機関
海上警報	海上保安庁の機関

三 法第十四条の二第一項の規定による警報をした場合 次の表

高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇に関する特別警報
波浪特別警報	別警報 風浪、うねり等に関する特別警報

(警報事項の通知)

第八条 法第十五条第一項の規定による通知は、次に掲げる場所により行うものとする。

- 一 法第十三条第一項の規定による警報の種類及び通知先

気象警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
高潮警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
波浪警報	株式会社及び日本放送協会の機関
地震動警報	日本放送協会の機関
火山現象警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
津波警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地面現象警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

二 法第十四条第一項の規定による警報の種類及び通知先

飛行場警報	国土交通省の機関
空域警報	国土交通省の機関
海上警報	海上保安庁の機関

三 法第十四条の二第一項の規定による警報の種類及び通知先

の上欄に掲げる警報の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知先

種類	通知先
水防活動用気象警報	消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関
水防活動用高潮警報	消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関
水防活動用洪水警報	警察庁、消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関
水防活動用津波警報	警察庁、消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

四 法第十四条の二第二項又は第三項の規定による警報をした場合
消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

(特別警報に係る警報事項の通知)
第九条 法第十五条の二第一項の規定による通知は、次の表の上欄に掲げる特別警報の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる通知先を行うものとする。

種類	通知先
気象特別警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
高潮特別警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
波浪特別警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地震動特別警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
火山現象特別警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
津波特別警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

種類

種類	通知先
水防活動用気象警報	消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関
水防活動用高潮警報	消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関
水防活動用洪水警報	警察庁、消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関
水防活動用津波警報	警察庁、消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

四 法第十四条の二第二項又は第三項の規定による警報の種類及び通知先

種類

種類	通知先
水防活動用洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

(特別警報に係る警報事項の通知)
第九条 法第十五条の二第一項の規定による通知は、次の表の区分に従い、行うものとする。

種類	通知先
気象特別警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
高潮特別警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
波浪特別警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地震動特別警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
火山現象特別警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
津波特別警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

土砂崩れ特別警報

会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

地面現象特別警報

会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

改正案	現行
<p>（使用の制限の特例に係る特定計量器）</p> <p>第五条 法第十六条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十一 （略）</p>	<p>（使用の制限の特例に係る特定計量器）</p> <p>第五条 法第十六条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。</p> <p>一 第二条第二号イ(1)に掲げるものうち、載せ台を有するものであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 平方メートルで表した載せ台の面積の値をトンで表したひょう量の値で除した値が〇・一以下のもの</p> <p>ロ ひょう量が〇・五トン以上であつて、載せ台の幅が四百ミリメートル以下のもの（イに掲げるものを除く。）</p> <p>二 第二条第二号イ(3)に掲げるもの</p> <p>三 第二条第二号ロに掲げるものうち、次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ ホップスケール</p> <p>ロ 充填用自動はかり</p> <p>ハ コンベヤスケール</p> <p>ニ 自動捕捉式はかりのうち、ひょう量が五キログラム以下のもの</p> <p>四 第二条第五号イ(3)に掲げるものうち、粘度が〇・一パスカル秒を超え、又は温度が零下二十度より低く、若しくは五十度を超える燃料油の体積の計量に使用するもの</p> <p>五 第二条第五号イ(5)に掲げるものうち、圧力が十キロパスカルを超えるガスの体積の計量に使用するもの</p> <p>六 第二条第五号イ(6)及び(7)に掲げるもの</p> <p>七 第二条第六号及び第九号に掲げるもの</p> <p>八 基準器検査証印（その有効期間を経過していないものに限る）</p>

十二 第二条第三号イ(1)に掲げるものうち、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十五条の証明に用いる温度計であつて、同法第九条第一項の検定に合格したもの及び同項の検定に合格するものと気象庁長官が認めたもの

。）が付されているもの
九 法第二条第一項の検査において計量器の校正に用いるもの（前号又は次号に掲げるものを除く。）
十 法第百三十五条第一項の特定標準器等
十一 法第百三十五条第一項の特定標準器による校正等をされたもの又はこれに連鎖して段階的に計量器の校正をされたものであつて、法第百四十三条第一項の登録を受けた者が法第百三十六條第二項の計量器の校正等（以下単に「計量器の校正等」という。）の事業に用いるもの
十二 第二条第三号イ(1)に掲げるものうち、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十五条の証明に用いる温度計であつて、同法第九条の検定に合格したもの及び同条の検定に合格するものと気象庁長官が認めたもの